

香川県琴平町

市区町村コード

3 7 4 0 3 2

町民税  
県民税

# 特別徴収に関するつづり

(郵便局指定通知書、異動届出書)

琴平町役場

税務課

766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817番地10

電話 (0877) 75-6702

FAX (0877) 75-6720

## ◆特別徴収のあらまし

### 1. 特別徴収について

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与を支払う際に納税者が納めなければならない町県民税を6月から翌年の5月まで12回にわけて給与から差し引いて個人に代って納めていただく制度です。

### 2. 毎月の徴収について

毎月給与を支払う際お手もとに送付いたしました「町県民税特別徴収税額通知書」の月割額を徴収してください。

### 3. 納入について

(1) 徴収していただきました税額(月割額)は、翌月の10日までに納入書でご都合のよい指定金融機関等に払い込んでください。

また郵便局を利用される場合は、つづり込みの郵便局長あて指定通知書を持参のうえ納入してください。

(2) 誤納による過誤納金については、翌月分納入のときご調整ください。

注、納期限(徴収した翌月の10日)を過ぎますと督促手数料や延滞金など余分の費用が必要となりますからできるだけ納期限内にお納め願います。

### 4. 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である事業所等に限り町長に「特別徴収税額納期の特例に関する申請書」(税務課保管)を提出し承認を受けたときは6月～11月に徴収した税額を12月10日までに、また12月～翌年5月に徴収した税額は6月10日までにまとめて納入することができます。

ただしこの制度は、事業所等が納入する納期の特例ですから各納税者からは必ず毎月給与の支払の際月割額を徴収してください。

### 5. 延滞金について

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に当該延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合))を乗じて計算した額の延滞金を税金に加算して納めなければなりません。

※延滞金特例基準割合…各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均の金利の平均割合に、年1%を加算した割合

### 6. 督促手数料について

督促手数料……………督促状1通につき100円

### 7. 納税者の異動および税額変更について

(1) 転勤、退職等のため徴収できなくなったときは翌月の10日までにつづり込みの「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を税務課へ提出してください。

(2) 税額を中途で変更した場合は、本町から特別徴収義務者および納税者宛に「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますからそれにもとづいて徴収してください。

### 8. 納 入 場 所

- ・百十四銀行、香川銀行、香川県信用組合、香川県農業協同組合、四国銀行、高松信用金庫、中国銀行、琴平町役場出納室
- ・四国四県内のゆうちょ銀行及び郵便局もしくは全国の特別徴収指定店(局)  
(納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では取扱いできません。)

### 【地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」による提出について】

インターネットを利用して、給与所得者異動届出書や給与支払報告書等の提出ができます。1回のデータ送信で複数の地方公共団体(参加団体)に提出でき、郵送料等も不要など様々なメリットがあります。是非ご利用ください。

詳しくは、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

## 一括徴収のお願い

1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなった場合は、その残税額は本人からの申出に基づくことなく給与・退職手当等より一括徴収(納入)するよう地方税法で義務づけられていますので、よろしくお願ひします。

なお、12月31日までの退職者等については、本人の了解を得て一括徴収(納入)くださいますよう、御協力を願ひします。

## 郵便局の指定について

琴平町外に所在する特別徴収義務者で、特別徴収税額の納入に郵便局を御利用いただく場合は、当初納入される際に、お手数ですが右の郵便局指定通知書を納入書に添えて納入してください。

指定した郵便局（控）

郵便局名	
所在地	

令和 年 月 日

## 郵便局長 殿

香川県仲多度郡琴平町長



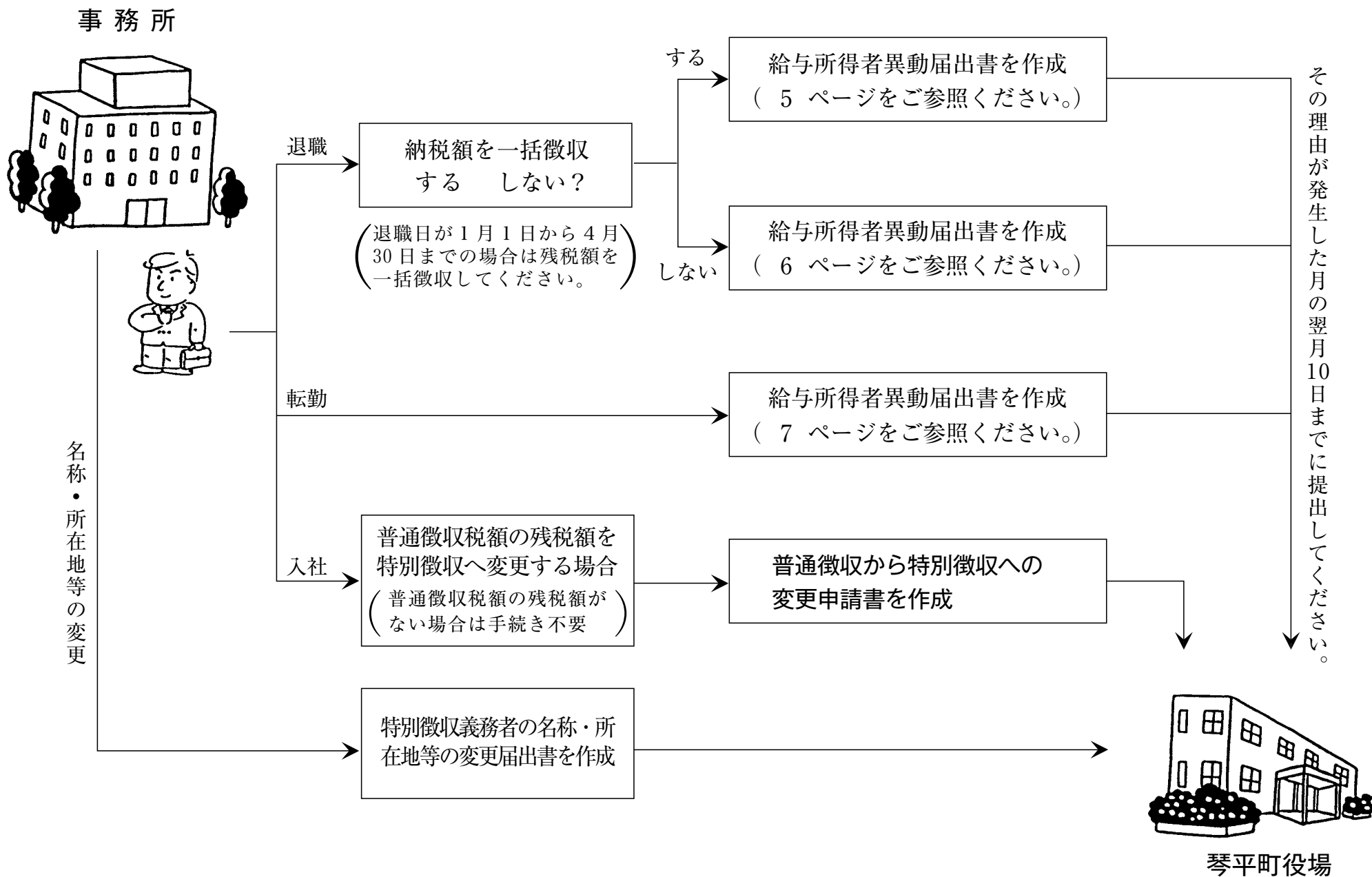
### 郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町県民税(特別徴収税額)の取扱局に指定いたしましたから通知します。

- 1. 口座番号 01680-7-960776番
- 1. 加入者の名称 琴平町会計管理者
- 1. 取りまとめ局 徳島貯金事務センター



# 給与所得者が退職・転勤など異動が生じた場合について



# 給与所得者異動届出書の記載のしかた

結婚等で、個人別明細書上の氏名と異なった場合に記載してください。

異動された納税者の氏名

住所に変更がある場合は、新しい現住所を記載してください。

給与または退職手当等のそれぞれから徴収すべきものとして、給与を支払を受けなくなる方が申し出た金額を記載してください。

給与の支払いを受けなくなる日から5月31日までの間に支払いを受けるべき給与または退職手当等の支払予定日、徴収予定額を記載してください。

退職等の日が6月1日から12月31日までの場合で、一括徴収の申し出のある納税者の印

一括徴収税額を何月分で納入するかを記載してください。毎月の分と合算して納入していただいて結構です。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称・所在地等を記載してください。その場合、月割額を連絡されている場合は右となりの欄に税額と月を記載してください。

特別徴収税額の通知書又は変更通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。

徴収していただいた月割額の合計額

特別徴収税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。

税額通知書でお知らせしました、指定番号を必ず記載してください。

特別徴収することができなくなった事由が、転勤、退職、死亡、休職、長欠の場合は、該当番号を○で囲んでください。それ以外の事由の場合は( )内に簡単に記載してください。

異動後の徴収方法について該当番号を○で囲んでください。

退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与の総額を記載してください。

異動事由欄で「6. その他」を選択した場合は、普A～Eの事由のいずれかに必ず○を入れてください。異動事由及び該当事由のいずれかに該当しない場合は、普通徴収に変更することはできません。

## 給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日		給与支払報告者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	担当者	※ 処理事項 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度		
琴平町長 殿		名称 (氏名)	電話番号	特別徴収義務者 指定番号	法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)		
フリガナ 氏名	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収
個人番号		円	月分 から 月分まで	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. その他 (※下記記入)	1. 特別徴収 継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
1月1日 現在 住所	異動後 の住所	退職時 までの 給与支払額	円	退職時 までの 控除社会保険料額	円		
転勤等 による 新勤務先	所在地 (住所)	郵便番号	担当者	左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。			
	名称 (氏名)		電話番号				
	法人番号又は個人番号						

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が1月1日から4月10日までの間の方については、本人からの申し出がない場合で

・給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		円	
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希望がないため		円	
異動者印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該当事由	
<input type="checkbox"/> 普A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普C	前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から引きできない
<input type="checkbox"/> 普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

### ※町記入欄

住民コード			
特別徴収 済期	開始期	普通徴収 済期	開始期
処理年月日			

# 記載例①（一括徴収する場合）

## 給与支払報告 給与所得者異動届出書 特別徴収 にかかる

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	○○○○○○○○
法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)	

令和○○年○○月○○日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)	琴 平 町 榎 井			担 当 者	香 川 太 郎			特別徴収義務者 指 定 番 号	○○○○○○○○
琴平町長 殿		名 称 (氏 名)	○ ○ ○ ○ 株 式 会 社			電 話	0877- ○○-○○○○			法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)	
給 与 所 得 者	フリガナ	コト	ヒラ	ヨシコ	旧 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 理 由	異動後の未徴収 税額の徴収
	氏 名	琴 平 よ し 子					円	円	円	○○年 9月30日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. その他 (※下記記入)
住 所	1月1日 現 在	琴 平 町 榎 井 ○ ○ 番 地				25,100	9,100	16,000			
異 動 後 の 住 所		琴 平 町 五 條 ○ ○ 番 地			退職時までの 給与支払額	1,508,800 円		退職時までの 控除社会保険料額	172,300 円		
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	所 在 地 (住 所)	郵便番号	-			担 当 者	左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。				
	名 称 (氏 名)					電 話					
	法人番号又は個人番号										

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

・給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職 手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額	
		支払予定日ご との徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和○○年12月31日 までで、申出があったため (9月29日申出)	10月20日	16,000 円	16,000
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため		円	
異 動 者 印	琴平	一括徴収した税額は 10月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入 が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与 から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

### ※町記入欄

住 民 コー ド			
特別徴収 済 期	普通徴収 開始期	特別徴収 済 期	普通徴収 開始期
処 理 年 月 日			

# 記載例②（一括徴収しない場合）

## 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
処理事項	

令和〇〇年〇〇月〇〇日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	琴平町榎井			担当者	特別徴収義務者 指定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
琴平町長 殿		名称 (氏名)	〇〇〇〇株式会社			電話	0877- 〇〇-〇〇〇〇		法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)		
給与所得者	フリガナ	氏名	コト ヒラ タケシ	旧姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収
	個人番号	琴平 たけし				円	6月分から 10月分まで	11月分から 5月分まで	〇〇年	1. 退職 4. 長欠 2. 転勤 5. 死亡 3. 休職 6. その他 (※下記記入)	1. 特別徴収 継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
	住所	1月1日 現在	琴平町榎井〇〇番地			円	円	円	10月30日		
	異動後 の住所	同上			退職時までの 給与支払額	2,711,465 円	退職時までの 控除社会保険料額	260,617 円			
転勤等 による 新勤務先	所在地 (住所)	郵便番号	-			担当者	左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。				
	法人番号又は個人番号				電話						

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

・給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を  
一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退 職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	
		支払予定日ご との徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和〇〇年12月31日 までで、申出があったため (9月29日申出)		円	
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため		円	
異動者印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該当事由	
<input type="checkbox"/> 普A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普C	前年の給与が少額で非課税(給与収入 が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普D	給与の支払が不定期等で毎月の給与 から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

### ※町記入欄

住民コード			
特別徴収 済期	開始期	普通徴収 済期	開始期
処理年月日			



# 記載例③（転勤の場合）

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を連絡し、新しい勤務先の名称・所在地・電話番号等を記入してください。

## 給与支払報告 給与所得者異動届出書 特別徴収 にかかると特別徴収

異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
処理事項	

令和 年 月 日	給与(特別徴収義務者)と支払者	所在地(住所)	琴平町榎井	担当者	香川太郎	特別徴収義務者指定番号	○○○○○○○○
琴平町長 殿		名称(氏名)	○○○○株式会社	電話	0877-○○-○○○○	法人番号又は個人番号(特別徴収義務者)	

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

フリガナ	氏名	琴平のぶ子	旧姓	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収税額の徴収
個人番号	住所	1月1日現在	琴平町榎井○○番地	円	6月分から9月分まで	10月分から5月分まで	○○年	1. 退職 4. 長欠 2. 転勤 5. 死亡 3. 休職 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
	異動後の住所		同上	円	円	円	10月1日		
				退職時までの給与支払額			退職時までの控除社会保険料額		

転勤等による新勤務先	所在地(住所)	郵便番号	琴平町苗田○○番地	担当者	○○○○	左記勤務先へは月割額 5,300 円を10月分(翌月10日納入期限分)から徴収するよう連絡済です。
	名称(氏名)		株式会社○○○○	電話	0877-○○-○○○○	
	法人番号又は個人番号					

給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和○○年12月31日までで、申出があったため(9月29日申出)		円	
2. 異動が令和 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		円	
異動者印		一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	

該当事由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

### ※町記入欄

住民コード			
特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
済期	開始期	済期	開始期
処理年月日			



# 特別徴収にかかる個人住民税の納入書等について（お知らせ）

自治省告示第88号(昭和60年4月5日)等により特別徴収にかかる個人住民税の納入書等の様式が全国的に統一されました。

この納入書は、電算機で事務処理を行いますので、下図の記入例に従い必要事項を明確に記入してください。

- 数字は、はっきりと読みやすく書いてください。
- 納入書は、納入月のものを使用してください。
- もし、書き損じて予備用紙を使用するときは「何月分」であるかを明記してください。

(表面)

- 「給与分(一括徴収分を含む)」  
給与から徴収した税額分および退職者の未徴収税額を一括徴収した税額分
- 「退職所得分」  
退職所得に対する税額分

香川県 琴平町 個人町民税 領収証書			香川県 琴平町 個人町民税 納入書			香川県 琴平町 個人町民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
374032	01680-7-960776番	琴平町会計管理者	374032	01680-7-960776番	琴平町会計管理者	374032	01680-7-960776番	琴平町会計管理者
○年△月分	指定番号	納入金額(1)	○年△月分	指定番号	納入金額(1)	○年△月分	指定番号	納入金額(1)
	1 2 3 4 5 6 7	120,380		1 2 3 4 5 6 7	120,380		1 2 3 4 5 6 7	120,380
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	100000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	100000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	100000
	退職所得分	5000		退職所得分	5000		退職所得分	5000
	延滞金			延滞金			延滞金	
納期限 ○年△月×日	督促手数料		納期限 ○年△月×日	督促手数料		納期限 ○年△月×日	督促手数料	
	合計額	105000		合計額	105000		合計額	105000
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 琴平町榎井 氏名 又は名称 香川太郎(株)	領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 琴平町榎井 氏名 又は名称 香川太郎(株)	領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 琴平町榎井 氏名 又は名称 香川太郎(株)	領収日付印	

※納入金額(1)の欄は、当初電算で税額を打出しています。  
異動等で税額が変更した場合及び退職所得分等を納入する場合は、必ず納入金額(1)の欄を横線で抹消し(訂正印不要)、正しい税額を納入金額(2)の欄に記入して納付してください。  
なお、納入金額(1)の欄の税額が正しい場合は、納入金額(2)の欄への記入は必要ありません。

●納入の際に、三連とも同じ税額であることを確認してください。

(裏面)

香川県 琴平町 町民税 県民税 納入申告書											
琴平町長 殿								(受付印)			
○年 △月 □日提出											
○年 △月分		人員		1人							
退職手当等支払金額				十	百	千	万	千	百	十	円
							15	0	0	0	0
特別徴収税額	町民税							3	0	0	0
	県民税							2	0	0	0
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地	琴平町榎井									
	氏名又は名称	香川太郎(株) 印									
	法人番号又は個人番号	1123412341234									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり、分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
※個人事業主の方は、提出前に税務課までお問い合わせ下さい。											

※「退職所得分」がある場合に記入して下さい。

「年月分」: 退職手当等から町県民税を特別徴収した年と月

「人員」: 退職手当等を支給した人数

「退職手当等支払金額」: 支給した退職手当等の総支払金額

「特別徴収税額」: 退職手当等をもとに町民税と県民税を算出してください。

個人事業主の方は、個人番号を記載する前に税務課までお問い合わせください。

琴平町税務課 電話 (0877) 75-6702

◎退職所得の個人住民税の計算式は以下のとおりです。

退職所得に対する町民税・県民税は、他の所得と区別して退職手当等の支給の際に支払者が税額を計算した上で徴収し、その年の1月1日現在の住所地に納入することになっています。

### ●計算の仕方

#### 【退職所得の金額】

・退職所得の金額 (1,000円未満の端数は切捨てます。)

$$(退職金等の収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$$

※勤続年数が5年以下の役員等が支払いを受けるものについては、この1/2を乗じる措置が廃止されています。

※令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、この1/2を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

#### 【退職所得控除額】

・勤続年数20年以下の場合

$$\dots\dots\dots 40万円 \times 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)$$

・勤続年数20年を超える場合

$$\dots\dots\dots 800万円 + 70万円 \times (勤続年数 - 20年)$$

※勤続年数が1年に満たない場合は1年に切上げます。

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することに至ったため退職した場合は、算出した控除額に100万円を加算した額が退職所得控除額になります。

#### 【特別徴収すべき税額の計算】

・特別徴収すべき町民税額 (A) = (退職所得の金額 × 6%)

・特別徴収すべき県民税額 (B) = (退職所得の金額 × 4%)

※特別徴収すべき税額 (町民税・県民税) に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てます。

(特別徴収すべき税額は100円単位)

◎特別徴収すべき税額 = (A) + (B)

(変更があった場合には、すみやかに提出して下さい。)

## 特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

※ 処理事項								
令和 年 月 日  琴平町長 殿	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所 在 地	—			特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称				連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
		法人番号又は個人番号						氏 名
		代表者の職氏名				電 話	(            )	

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 ( 住 所 )	—	—
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	(            )	(            )
備 考		

御 注 意    ○ 所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。



## 普通徴収から特別徴収への変更申請書

琴平町長 殿				※ 町 役 場 処 理 欄		
令和      年      月      日		給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号		
			名 称	連絡者の 所属氏名	所属	
			法人番号又は個人番号		氏名	
提 出			所 在 地	電 話 番 号		

次の納税義務者について_____月分(      月      日納期限)より特別徴収を希望します。			備 考  ○ご本人様が既に納付書で納めた金額を必ずお確かめください。 (二重納付になることがあります。) ○納期限の過ぎた普通徴収税額及び、過年度分の普通徴収税額は特別徴収に切り替えることができません。	
納入通知書      要 ・ 不要				
住 所				
フリガナ 氏 名	大正 生年月日      年      月      日 昭和 平成			
個人番号				
納税通知書の通知書番号				
普 通 徴 収 税 額		円		
納 付 済 税 額		円(第      期分まで)		





# 特別徴収に係る町県民税の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日提出

琴平町長 殿	申 請 者	住所又は 所在地						電 話 番 号	
		氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名						特別徴収義務者 指 定 番 号	
		法人番号又は個人番号							

琴平町税条例第 46 条の 2 の規定による特別徴収に係る町県民税の納期の特例についての承認方を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和	年	月分以降の納期に係る町県民税特別徴収税額		円	
申請の日前 6 カ月間の各月の給与の支払を 受ける者の人員 (内 臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください。)	年	月	人 ( 人)	年	月	人 ( 人)
	年	月	人 ( 人)	年	月	人 ( 人)
	年	月	人 ( 人)	年	月	人 ( 人)
(一) 現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前 1 年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日						

※町役場処理欄	処 理 区 分	却 下 の 理 由
	承 認	
	却 下	



# おねがい

## 未徴収税額の 一括徴収について

納税者が1月1日以降に退職等により給与の支払を受けなくなったときで、5月31日までに未徴収税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合は本人の申出の有無にかかわらず一括徴収していただくようお願いします。

一括徴収していただいた税額は、納入書の給与分欄に記入し、他の給与所得者の特別徴収税額とともに翌月の10日までに納入してください。

なお、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」には、一括徴収月、その他必要事項を記入のうえ提出してください。

## 給与支払報告書の 提出について

本町では、電算処理をしております関係上下記事項について、よろしく申し上げます。

- ① 提出期限（1月31日）を厳守してください。
- ② 給与支払報告書総括表は、本町指定様式を12月上旬頃送付しますので、それを必ず添付のうえ送付してください。
- ③ 給与支払報告書の氏名のフリガナと生年月日にて本人確認をしておりますので、記入漏れ・誤記等の無いようお願いします。



# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	担当者			特別徴収義務者 指 定 番 号					
琴平町長 殿			名 称 (氏 名)	電 話			法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)					
給 与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 理 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	
	氏 名					円	月分から 月分まで	円	年	1. 退職 4. 長欠	1. 特別徴収 継 続	
	個人番号					円	円	月 日	2. 転勤 5. 死亡	2. 一括徴収		
	住 所	1月1日 現 在							3. 休職 6. その他 (※下記記入)	3. 普通徴収		
	異 動 後 の 住 所			退職時までの 給 与 支 払 額			円	退職時までの 控除社会保険料額		円		
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	所 在 地 (住 所)	郵便番号	担当者			左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。						
	名 称 (氏 名)		電 話									
	法人番号又は個人番号											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	
		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		円	
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため		円	
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入 が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与 から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

## ※町記入欄

住 民 コ ー ド			

特 別 徴 収		普 通 徴 収	
済 期	開 始 期	済 期	開 始 期

処 理 年 月 日			

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で



# 給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

受付印  
特別徴収

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	担当者			特別徴収義務者 指定番号			
琴平町長 殿			名称 (氏名)	電 話			法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)			
給与所得者	フリガナ	氏名		旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収
	個人番号					円	円	円	年 月 日	1. 退職 4. 長欠 2. 転勤 5. 死亡 3. 休職 6. その他 (*下記記入)
	住 所	1月1日 現 在	異動後 の住所		退職時までの 給与支払額		円	退職時までの 控除社会保険料額		円
	転勤等 による 新勤務先	所在地 (住所)	郵便番号			担当者		左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。		
	名称 (氏名)			電 話						
	法人番号又は個人番号									

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	
		支払予定日ごとの 徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		円	
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希望がないため		円	
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

※町記入欄

住 民 コ ー ド			
特別徴収 済 期	特別徴収 開始期	普通徴収 済 期	普通徴収 開始期
処 理 年 月 日			





# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	担当者			特別徴収義務者 指 定 番 号					
琴平町長 殿			名 称 (氏 名)	電 話			法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)					
給 与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 理 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	
	氏 名					円	月分から 月分まで	円	年	1. 退職 4. 長欠	1. 特別徴収 継 続	
	個人番号					円	円	月 日	2. 転勤 5. 死亡	2. 一括徴収		
	住 所	1月1日 現 在							3. 休職 6. その他 (※下記記入)	3. 普通徴収		
	異 動 後 の 住 所			退職時までの 給 与 支 払 額			円	退職時までの 控除社会保険料額		円		
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	所 在 地 (住 所)	郵便番号	担当者			左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。						
	名 称 (氏 名)		電 話									
	法人番号又は個人番号											

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	
		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計 (上 記 (ウ) と 同 額)
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため		円	
		円	
		円	
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

## ※町記入欄

住 民 コ ー ド			
特別徴収 済 期	特別徴収 開 始 期	普通徴収 済 期	普通徴収 開 始 期
処 理 年 月 日			



# 給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

受付印 給与支払報告 特別徴収

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	担当者			特別徴収義務者 指 定 番 号					
琴平町長 殿			名 称 (氏 名)	電 話			法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)					
給 与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 理 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	
	氏 名				円	月分から 月分まで	円	年	1. 退職 4. 長欠	1. 特別徴収 継 続		
	個人番号				円	円	月 日	2. 転勤 5. 死亡	2. 一括徴収			
	住 所	1月1日 現 在							3. 休職 6. その他 (※下記記入)	3. 普通徴収		
	異 動 後 の 住 所			退職時までの 給 与 支 払 額			円		退職時までの 控除社会保険料額		円	
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	所 在 地 (住 所)	郵便番号	担当者			左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。						
	名 称 (氏 名)		電 話									
	法人番号又は個人番号											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	
		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)
		円	円
	1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	円	円
2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため	円	円	
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

## ※町記入欄

住 民 コ ー ド			

特別徴収		普通徴収	
済 期	開 始 期	済 期	開 始 期

処 理 年 月 日			

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で



# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると所得者異動届出書

・異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日		給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)				担当者	特別徴収義務者 指 定 番 号				
琴平町長 殿			名 称 (氏 名)				電 話	法人番号又は個人番号 (特別徴収義務者)				
給 与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 理 由	異動後の未徴収 税額の徴収		
	氏 名											
	個人番号				円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職	4. 長欠 5. 死亡 6. その他 (※下記記入)	1. 特別徴収 継 続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
	住 所	1月1日 現 在			円	円	円	年 月 日				
	異動後 の住所			退職時までの 給与支払額		円	退職時までの 控除社会保険料額		円			
転勤等 による 新勤務先	所在地 (住 所)	郵便番号			担当者		左記勤務先へは月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収するよう連絡済です。					
	名 称 (氏 名)			電 話								
	法人番号又は個人番号											

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退 職手当等の 支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額	
		支払予定日ご との徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日 以降で特別徴収の継続の希 望がないため		円	
		円	
		円	
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		

※異動事由が「6. その他」で普通徴収とする場合は、記載が必要です。□にレを入れてください。

該 当 事 由	
<input type="checkbox"/> 普 A	総従業員数が2名以下
<input type="checkbox"/> 普 B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
<input type="checkbox"/> 普 C	前年の給与が少額で非課税(給与収入 が93万円以下)
<input type="checkbox"/> 普 D	給与の支払が不定期等で毎月の給与 から天引きできない
<input type="checkbox"/> 普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

## ※町記入欄

住 民 コ ー ド			
.....			
特別徴収		普通徴収	
済 期	開始期	済 期	開始期
.....	.....	.....	.....
処 理 年 月 日			
.....			

